

【令和 8 年度時点修正版】学童保育所整備計画

1. 年度別学童保育所整備：利用実績児童数による予測

別添「資料 1－1 学童保育所需要予測（小学校区別）」のうち、「利用実績・一人当たり面積」が、おおむね 1.65㎡を下回る学校区や、学校区ごとの目安定員合計が利用実績児童数を下回る学校区については、優先的に整備を検討。

	上尾小	東小	上平小	瓦葺小	原市南	大谷小	鴨川小	合計
令和 9 年度			1	1			1	3
令和 10 年度					1	1		2
令和 11 年度							1	1
令和 12 年度	1	1						2
令和 13 年度								0
合計	1	1	1	1	1	1	2	8

2. 年度別学童保育所整備：利用予定児童数による予測

別添「資料 1－1 学童保育所需要予測（小学校区別）」のうち、「利用予定・一人当たり面積」が、おおむね 1.65㎡を下回る学校区や、学校区ごとの目安定員合計が利用予定児童数を下回る学校区について整備を検討。

	上尾小	富士見小	中央小	東小	上平小	瓦葺小	原市南	今泉小	大谷小	鴨川小	西小	合計
令和 9 年度	1			1	1	1	1	1	1	1	1	9
令和 10 年度												0
令和 11 年度										1		1
令和 12 年度		1			1							2
令和 13 年度			1									1
合計	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	13

3. 施設整備における需要予測外の課題

○令和 9 年度以降、平方東小学校区の学童保育所は市内で唯一、学校区外に所在する学童保育所となることから、児童の通所時の安全性を踏まえ、学校敷地内又は学校区内への移転を検討する。

○大規模集合住宅の建設が予定されている地域については、入居開始時期や児童数への影響を注視し、将来的な需要増加を踏まえて施設整備の必要性を検討する。

○条例施行時に現に放課後児童健全育成事業が行われていた施設については、当分の間、支援単位を構成する児童数を「おおむね 40 人以下」から「おおむね 70 人以下」とする経過措置等が設けられているが、児童の安全かつ適切な育成環境の確保に向け、当該経過措置の適用を受ける施設の計画的な解消を検討する。